

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年8月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500379号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600046号

第1 結論

請求期間②について、当該期間のうち、請求者のA社における平成8年1月1日から同年2月1日までの期間、同年4月1日から同年6月1日までの期間、平成10年7月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、平成12年8月1日から同年9月1日までの期間、平成13年7月1日から平成14年3月1日までの期間及び平成17年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額は〈別表〉のとおりとする。

平成8年1月、同年4月、同年5月、平成10年7月、同年10月、平成12年8月、平成13年7月から平成14年2月までの期間及び平成17年4月から同年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年1月、同年4月、同年5月、平成10年7月、同年10月、平成12年8月及び平成13年7月から平成14年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成17年4月から同年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③について、当該期間のうち、請求者のA社における平成18年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年4月から同年6月までの標準報酬月額については、14万2,000円を30万円とする。

平成18年4月から同年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年4月から同年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 10 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日まで
③ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 7 月 1 日まで
④ 平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

請求期間①、②及び④について、B社(厚生年金保険適用事業所の名称は、「C事業所」)及び当該事業所の事業を承継しているA社に勤務していた期間のうち、各請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているため、各請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、A社における標準報酬月額(30万円)は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、20万円以上の給与が支払われていたと主張しているところ、C事業所の事業主は既に死亡している上、当該事業所の事業を承継しているA社は、請求期間①当時の資料を保管していないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、請求期間①について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、当該期間のうち、平成8年1月1日から同年2月1日までの期間、同年4月1日から同年6月1日までの期間、平成10年7月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、平成12年8月1日から同年9月1日までの期間、平成13年7月1日から平成14年3月1日までの期間及び平成17年4月1日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び年金事務所が保管しているA社の請求者に係る同年4月から同年6月までの分の賃金台帳の写しにより確認でき

る当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び賃金台帳の写しにより確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、〈別表〉のとおりとすることが妥当である。

なお、平成8年1月1日から同年2月1日までの期間、同年4月1日から同年6月1日までの期間、平成10年7月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、平成12年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成13年7月1日から平成14年3月1日までの期間について、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、平成22年4月以前の資料を保管していないため、請求者に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付について不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

平成17年4月1日から同年7月1日までの期間について、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年4月以前の資料を保管していないため、請求者に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付について不明と回答している。

しかしながら、年金事務所が保管している平成17年7月11日に事業主が社会保険事務所に提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、従前（平成16年9月）の標準報酬月額は14万2,000円となっていることから、事業主は、前述の年金事務所が保管する賃金台帳の写しで確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に基づく健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成17年4月1日から同年7月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成4年10月1日から平成8年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から平成10年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成12年8月1日までの期間、同年9月1日から平成13年7月1日までの期間、平成14年3月1日から平成17年4月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間について、事業主は、平成22年4月以前の資料を保管していないと回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認することができず、ほかに、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③について、オンライン記録によると、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額は当初14万2,000円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成20年8月11日に、請求期間③を含む平成17年9月算定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）」が事業主から社会保険事務所に提出され、これに基づき、請求期間③に係る標準報酬月額は30万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額となっていない。

しかしながら、年金事務所が保管しているA社の請求者に係る標準報酬月額の定時決定の基礎となる平成17年4月から同年6月までの分及び平成18年4月から同年6月までの分の賃金台帳の写しによると、請求者は、請求期間③のうち同年4月1日から同年7月1日までの期間において、オンライン記録で確認できる記録訂正前の標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③のうち平成18年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の写しにより確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、請求期間③のうち平成18年4月1日から同年7月1日までの期間について、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年4月以前の資料を保管していないため、請求者

に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付について不明と回答している。

しかしながら、事業主は、請求者の平成 17 年 9 月算定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）」を保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 20 年 8 月 11 日に社会保険事務所に対して提出し、これに基づき、請求期間③に係る標準報酬月額を厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっていることから、事業主は、上記賃金台帳の写しで確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間③のうち平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 4 月 1 日までの期間について、事業主は、平成 22 年 4 月以前の資料を保管していないと回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認することができず、ほかに、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③のうち当該期間について請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間④について、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者から提出された給料支払明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、年金事務所が保管している A 社の請求者に係る標準報酬月額の定時決定の基礎となる平成 18 年 4 月から同年 6 月までの分の賃金台帳の写しにより確認できる請求者の請求期間④における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

〈別表〉

記録訂正が必要な期間	訂正前の 標準報酬月額	訂正後の 標準報酬月額
平成8年1月1日から同年2月1日まで	14万2,000円	22万円
平成8年4月1日から同年6月1日まで	14万2,000円	24万円
平成10年7月1日から同年8月1日まで	14万2,000円	30万円
平成10年10月1日から同年11月1日まで	14万2,000円	28万円
平成12年8月1日から同年9月1日まで	14万2,000円	32万円
平成13年7月1日から同年8月1日まで	14万2,000円	28万円
平成13年8月1日から同年9月1日まで	14万2,000円	32万円
平成13年9月1日から同年10月1日まで	14万2,000円	30万円
平成13年10月1日から同年11月1日まで	14万2,000円	28万円
平成13年11月1日から同年12月1日まで	14万2,000円	32万円
平成13年12月1日から平成14年1月1日まで	14万2,000円	30万円
平成14年1月1日から同年2月1日まで	14万2,000円	24万円
平成14年2月1日から同年3月1日まで	14万2,000円	32万円
平成17年4月1日から同年5月1日まで	14万2,000円	30万円
平成17年5月1日から同年6月1日まで	14万2,000円	28万円
平成17年6月1日から同年7月1日まで	14万2,000円	34万円

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600027号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600017号

第1 結論

昭和36年4月から昭和43年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和43年10月まで

私は、請求期間当時に勤務していた会社が個人経営で厚生年金保険に加入していなかったため、請求期間に係る国民年金及び国民健康保険の加入手続や各保険料の納付を自ら行ったと思う。

しかし、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、自ら各保険料の納付を行ったとしている上、請求期間当時、A県B市、C市、D県E市、F県G町、H町及びA県I町に居住していたと述べていることから、前述の市区町村役場に対して請求者の国民年金及び国民健康保険の加入状況並びに各保険料の納付状況について照会したところ、当該事項について確認できる回答は得られなかった。

また、請求期間当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を確認しても、前述の市区町村役場において請求者に対して同手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、請求者が国民年金に加入した形跡がうかがえないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る具体的な保険料納付方法等についての記憶が

定かではなく、詳細を確認することができない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600157号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第1600001号

第1 結論

昭和26年4月18日から昭和36年4月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年4月18日から昭和36年4月1日まで

支給済期間 : ① 昭和26年4月18日から同年7月1日まで
② 昭和28年10月1日から昭和36年4月1日まで

私は、請求期間の脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、請求者に対して脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した約4か月後の昭和36年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求期間の脱退手当金が支給決定された当時、脱退手当金の裁定を行う場合、社会保険出張所(当時)は、厚生省(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会し、脱退手当金の受給権の確認及び支給額の算定を行っており、厚生省は、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に、社会保険出張所へ回答をした旨を示す表示をする取扱いであったところ、支給済期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、請求期間に係る脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を、厚生省から請求期間に係る脱退手当金を裁定したB社会保険出張所(当時)へ昭和36年6

月 8 日に回答をした旨の表示が確認できる。

さらに、請求者は、昭和 33 年 9 月 * 日に婚姻し、改姓しているところ、支給済期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、請求者の氏名は、昭和 36 年 8 月 1 日に旧姓から現姓に変更されていることが確認できる上、支給済期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、「36. 07. 21 番号重複整理」の記載とともに、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号が支給済期間①に係る同記号番号に変更されていることが確認でき、請求期間の脱退手当金が同年 8 月 9 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び同記号番号の重複整理が行われたものと考えるのが自然である。

加えて、請求者から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。